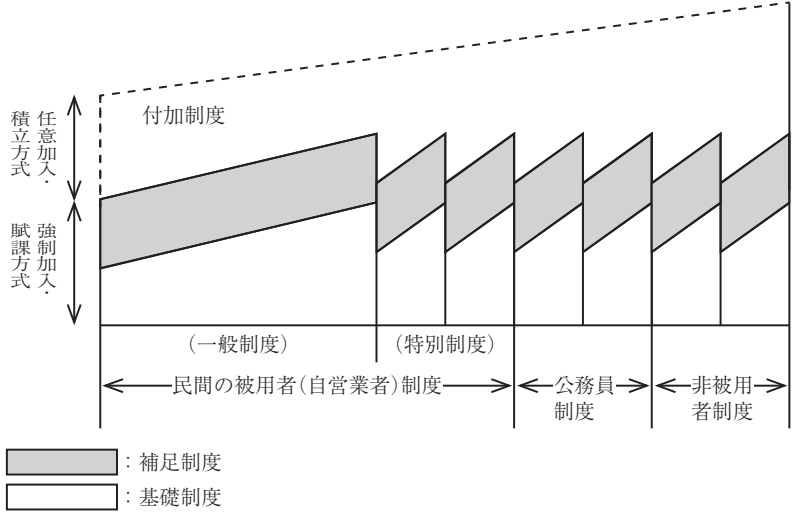


国名	フランス
公的年金の体系	 <p>・ 1階部分の基礎制度と2階部分の補足制度があり、2022年現在、全部で42の制度に分かれている（上記の図ではこの点を簡略化して記述している）。3階部分として、任意加入の付加制度がある。職域によっては同じ制度が補足制度を管理運営していることもあるなど、実際の制度は上記の図よりも複雑である。</p> <p>・ 制度は、1階2階を通じて、大きく被用者制度・公務員制度と非被用者制度とに分かれている。</p> <p>被用者制度のうち民間被用者が加入する一般制度が7割程度の国民をカバーしている（2018年改正の施行後は、非被用者のうち自営業者等は被用者制度に加入することとなり、非被用者制度の規模は縮小している）。</p> <p>・ 2018年改正により（2020年1月に全面的施行済）、自営業者の年金は一般制度の金庫により管理・運営されている。</p> <p>・ 被用者制度のうち特定の職種の被用者が加入する特別制度（国民の18.3%が加入）では、基礎制度と補足制度が同一の制度となっている。</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p>・ 商工業の民間被用者は一般制度に強制加入（◎）。2018年改正以降、自営業者・職人・自由業も一般制度に加入（◎）。</p> <p>・ 公務員、国鉄職員等の公共・準公共部門の被用者は特別制度に加入（◎）。</p> <p>・ 農業部門の労働者は、農業労働者制度に加入（◎）。</p> <p>・ 無職の者は、一般制度に任意加入（△）。ただし、失業者などは被用者とみなされ、一般制度に加入（◎）。</p>
保険料率（2022年）	<p>一般制度の保険料は賦課範囲によって、①限度額（3,428ユーロ（約47万円）/月）以下の部分に課されるものと、②賃金の全体に課されるものに分かれる。</p> <p>①：15.45%（事業主負担8.55%，被用者負担6.90%）</p> <p>②：①+2.3%（事業主負担1.9%，被用者負担0.4%）</p> <p>※2022年5月現在の為替レートに従い、1ユーロ=136円として換算（以下同じ）。</p>
支給開始年齢	<p>1955年以降に生まれた者以降、受給開始年齢を60歳から62歳に引上げ。満額年金受給年齢も65歳から67歳に引上げ。</p>
基本給付額	<p>（一般制度の基礎年金：単身者の場合）</p> <p>上限：1,714ユーロ（約23万円）月間（上述した保険料賦課限度額の半額）</p> <p>下限（一定以上の期間拠出したことが要件。解説1を参照）：652.60ユーロ（約9万円）月額</p>

給付の構造	所得比例（一般制度） 基礎年金 = 平均賃金年額 × 給付率 × 拠出期間 / 166四半期 + 加算 かつては160四半期だったが、次第に延長され1955年以降に生まれた者から166四半期（41.5年）となった。2035年までに172四半期（43年）までの延長が予定されている。
所得再分配	所得再分配機能がある（社会連帯の精神）。
公的年金の財政方式	給付建て（社会保険方式・賦課方式）
国庫負担	社会保険料のほかに、社会保障目的税として、①原則として9.2%のCSG（一般社会拠出金）、②0.5%のCRDS（社会保障債務償還拠出金）が導入されている。
年金制度における最低保障	満額年金の受給権を有する被用者に対しては最低年金額の定めがあり、最低保障水準を確保している。
無年金者への措置	65歳以上の高齢者に所得制限付きで支給される最低保障年金として、高齢者連帯手当（ASPA）（単身者で月額最大916.78ユーロ（約12万円））がある。
公的年金と私的年金	3階部分として任意加入の付加年金制度がある。
国民への個人年金情報の提供	“GIP info retraite”というサイトで年金額試算などができる。 (http://www.info-retraite.fr/ （最終閲覧日：2022年5月16日））

（笠木映里・東京大学教授／フランス国立科学研究センター リサーチフェロー）

フランスの年金制度

笠木映里（東京大学教授／フランス国立科学研究センター リサーチフェロー）

1. 制度の特色

基本的に、職域を単位とした制度となっている。公的年金（大部分が強制加入）としては、1階部分の基礎年金と2階部分の補足年金とがあり、これに3階部分として任意加入の付加年金が加わる。1945年に作られた社会保障計画の理念とは裏腹に、1階、2階ともに制度が極めて複雑に分立しており（2022年現在、42の制度（régime）が存在する）、全体像を理解するだけでもかなりの困難を伴う。

年金給付は、1階、2階ともに所得比例年金となっている。ただし、公的扶助としての最低保障年金の制度がある。また、一定以上の拠出期間がある場合、年金額について最低限度の水準が定められている（minimum contributif）。

財政方式は、1階、2階ともに賦課方式を基本とするが、ベビーブーム世代への年金支払いに備えるため、1999年に年金積立基金（FRR）が創設され、積立金を有する、いわゆる「修正賦課方式」となっている。

任意加入の付加年金は積立方式をとるが、その規模は保険料水準のレベルで年金保険料全体の4.2%にとどまり（2019年）、マージナルなものといえる。

2. 沿革

・17世紀に船員の年金制度が創設されたことに始まる。19世紀には、軍人、公務員（文官）、鉦員のための制度が、20世紀初めには鉄道員のための制度がそれぞれ創設され、1935年に商工業の被用者及び農業労働者のための年金制度ができた。

・1945年には、一般化の原則（全国民への適用拡大）、単一金庫の原則（あらゆる被保険者をカバーする単一の保険者）及び自律性の原則（保険者組織の関係当事者による自立的運営）を謳った社会保障プラン（通称ラロック・プラン）が策定され、一般制度が発足した。しかし現実には、年金制度は複雑に分立したまま現在に至っている。

・1947年には、管理職のための2階部分として

AGIRC（管理職退職年金制度一般連合）が発足した。

・1949年には、商人、商工業自営業者及び自由業の年金制度が発足した。

・1952年には、農業経営者制度が発足した。

・1956年には、国民連帯基金（FNS）によって賄われる裁定老齢年金の制度が創設された。

・1962年には、民間部門の非管理職の2階部分としてARRCO（補足年金制度連合）が発足した。

・1972年には、商工業部門の被用者及び農業労働者が補足制度に強制加入することになった。

・1974年には、基礎制度間の財政調整が導入された。

・1979年には、すべての働く者のための社会保障制度の一般化が実現した。

・1983年には、受給開始年齢が60歳に引き下げられた。

・1985年には、特別制度間の財政調整が導入された。

・1991年には、一般社会拠出金（CSG）が導入された。一般社会拠出金の税率は当初1.1%だったが、1993年に2.4%、1997年に3.4%、1998年に7.5%、等と順次引き上げられ、現在は原則として9.2%に設定されている。1993年の引き上げに際し、老齢連帯基金（FSV）にも充当された。

・1993年には、バラデュール改革と呼ばれる年金改革が行われ、満額受給期間の延長（37.5年→40年）、年金額算定の基礎となる平均賃金の算定期間の延長（10年→25年）、既裁定年金の額の改定方法の変更（賃金スライド→物価スライド）などが行われた。

・1995年には、ジュベ・プランの一環として、社会保障債務償還拠出金（CRDS）（税率0.5%）が導入された。また、国鉄等の特別制度の年金について、満額受給期間を一般制度と同じく37.5年から40年に延長しようとしたが、大規模なゼネストを伴う労働組合の強力な反対にあい断念した。

・1999年には、ベビーブーム世代への年金支払いに備えるため、年金積立基金（FRR）が創設された。

・2003年には、フィヨン改革と呼ばれる年金改革が行われ、満額受給期間の延長（40年→41年）、公務員年金についても一般制度と同様の満額受給期間の延長、60歳以降の在職受給条件の緩和、最低保障年金の改善、自動物価スライド規定の新設、付加制度の改革（3.を参照）等が行われた。

・2006年には、職人や自営業者の利益を統一的に代

表する等の目的で、商工業全国自治組織調整金庫 (ORGANIC)、職人老齢保険調整全国金庫 (CAN-CAVA)、農業以外の非被用者疾病保険金庫 (CAN-AM) の3金庫を統合し、新たに補足年金も運営する自営業者社会制度 (Regime Social des Independants : RSI) が創設された。

・2007年には、残された国鉄等の特別制度における満額受給期間の延長を提案したが、大規模なストライキを伴う労働組合の反対にあった。しかし、2008年1月に、受給開始年齢は一般制度より早くするといった特典を認めつつも、2016年には満額年金に必要な拠出期間を41年にする改正が行われた。

・2010年には、一般制度について受給開始年齢を60歳から62歳に引き上げるとともに、満額年金に必要な拠出期間を166四半期 (41.5年) とし、満額年金の受給開始年齢を65歳から67歳に引き上げる改正が行われた。これらは、1955年以降に生まれた者から適用される。

・2014年1月には、満額受給期間を2035年までに172四半期 (43年) にする (1973年以降に生まれた者につき適用される) とともに、制度の公平性を保つための様々な内容を盛り込んだ改正が行われた (具体的な内容については8.を参照)。

・2015年10月15日に、管理職と非管理職の2階部分の年金制度を統合する労使協定が締結され、AGIRC-ARRCOの統合が2019年に実現された。

・2018年社会保障財政法律 (Loi de financement de la Securite Sociale pour 2018) により、2018年改正で自営業者社会制度 (RSI, 上述) が廃止され、年金を含む自営業者 (職人・自由業を含む) の社会保険制度は、被用者を対象とする一般制度に完全に統合された (2020年1月に全面的に施行)。現在のところ、拠出・給付水準は従来通りに据え置かれている (被用者の拠出・給付よりも全体に低水準である)。

・2019年の「企業の成長と変容のための行動法律」 (Loi 2019-486, いわゆるPACTE法律) により、企業年金制度について改革が行われた (3.を参照)。

3. 制度体系の概要

年金制度の被保険者は、大きく民間被用者 (salaries)、公務員、非被用者 (non-salaries) とに分けられる。被用者のうち、一般の商工業被用者 (及び、

上述の通り自営業者) を対象とする制度として一般制度 (regime general) があり、加入者数は全体の7割を占め、最も代表的な制度となっている。被用者制度としては、この他に地方公務員や電気・ガス産業、フランス国鉄など特定の職域を対象とする特別制度 (regimes speciaux) と農業労働者制度がある。また、公務員の制度は、国家公務員、地方公務員及び病院職員、議会職員についてそれぞれに制度が存在し、非被用者制度としては、農業経営者制度、自由業制度、弁護士制度などが分立している。

年金制度は、上述の被保険者の種別による区分に加えて、1階部分としての基礎制度 (regimes de base)、2階部分としての補足制度 (regimes complementaires)、3階部分としての任意加入の付加制度 (regimes supplementaires, 後述) に区分される。しかも、職種によっては、1つの制度が基礎制度と補足制度を兼ねている場合もあり、制度をより複雑なものにしている。これらの制度を統合する年金改革案が2020年に提案されたものの、世論の強い反発とコロナ禍により断念された (8.を参照)。

設立の任意性という点に着目すれば、3階部分の付加制度がわが国でいう「企業年金」に相当する。従来、付加制度として個人単位で加入できる一般退職積立制度 (PERP) と、労使の協約等に基づく団体加入の労使積立制度 (PERCO) が存在したが、2019年の法改正により3種類のPER (Plan d'épargne retraite, 退職積立プラン)、すなわち個人PER、企業単位の強制加入PER、団体PERの3つの制度に再編成されている。この改正は、従来、制度によってまちまちだったルールを統一的なものにする等として制度を整理し、権利の移動や貯蓄の早期引き出し等についてのルールを柔軟化する内容のものである。その背景には、これまでフランスにおいてあまり活発とはいえなかった個人年金・企業年金の市場を発展させたいという思惑がある。

4. 給付算定方式、スライド方式、受給開始年齢

四半期 (3か月) 以上の保険料拠出期間があれば、年金の受給資格を取得する。

年金の受給は退職を条件とするが、2003年の改革で在職受給の要件が緩和され、一定の条件を満たす場合には、在職中でも年金が受給できるようになっ

た。

○年金額計算式 = 平均賃金年額 × 給付率 × 拠出期間 / 166四半期 + 加算

平均賃金は、過去の拠出期間の中で最も賃金の高い25年間の平均賃金を用いる。

給付率は、被保険者の拠出期間と受給開始年齢に応じ、50%～25%の範囲で決まる。満額年金を受給するのに必要な期間（以下「満額受給期間」という）である166四半期（41.5年間）を拠出し、かつ、67歳から受給する場合に最高の50%となる。2003年の改革では、満額受給期間を164四半期（41年間）に延長し、2010年の改正では、これを166四半期まで延長した。さらに2014年には、満額受給期間を2035年までに172四半期（43年）にすることとした（8.を参照）。疾病・出産・労災・障害・失業等が原因で拠出できなかった期間について、一定の条件の下で「みなし拠出」が認められている。

加算には、育児加算、介護加算及び配偶者加算がある。

2010年の改正で、1955年1月1日以降に生まれた者について（2017年から）、受給開始年齢が60歳から62歳に引き上げられた。

基礎年金と補足年金を合わせた年金の所得代替率は、制度によって異なるが、7割程度といわれている。フランスの年金制度の受給者の平均年金額は約1,432ユーロである（2019年）。

基礎年金の年金額は、タバコを除いた消費者物価上昇率に応じて毎年改定される。

5. 負担, 財源

フランスの社会保障制度は、保険料財源が基本となっている。保険料は賦課範囲によって2つに分かれ、賃金の全体に課されるものと、限度額（3,428ユーロ/月（約47万円：2022年5月の為替レートに従い、1ユーロ=136円として換算））以下の部分に課されるものがある。保険料率等は制度によって異なっているが、一般制度の場合は、限度額以内の賃金につき15.45%（事業主と被用者がそれぞれ8.55%、6.90%負担）、上限超過分を含めた賃金全体については2.3%（事業主と被用者がそれぞれ1.9%、0.4%負担）となっている（保険料率はいずれも2022年1月1日現在）。

また、社会保障制度間で財政調整が行われている。国庫負担の財源としては、無拠出制の最低保障年金に社会保障目的税たる一般社会拠出金（CSG）（税率は課税対象と納税者の収入により異なるが、賃金等については原則として9.2%、年金収入については原則として8.3%。2022年1月1日現在）の一部が充当されている。

6. 財政方式, 積立金の管理運用

財政方式としては、1階の基礎年金、2階の補足年金ともに、賦課方式を基本としている。ただし、ベビーブーム世代への年金支払いによる世代間の費用負担の不均衡を平準化するため、1999年に年金積立基金（FRR）が創設された。

この基金は、独立の基金として位置づけられており、2007年には株62%、債券26%の割合で投資することとされていた。しかし、2008年秋のリーマンショックで運用成績が14.5%のマイナスを記録し、2009年6月には株の割合を45%に引き下げるなどの措置が取られた。2010年には、さらに株の割合を引き下げ、国債をはじめとする債券運用中心に切り替えるとともに、運用額の支払期間を21年間から14年間に短縮し、2024年まで毎年21億ユーロを社会保障債務償還金庫（CADES）に対して支払うことになった。

7. 制度の企画, 運営体制

基礎制度に関する企画は、社会保障を担当する省（フランスでは、組閣に際し省の名称も変更されることがある。2022年5月現在の名称は、「労働、完全雇用、参入省（Ministère du travail, du plein emploi et de l'insertion）」）が担当し、制度の運営は、老齢保険金庫（caisse d'assurance vieillesse）と呼ばれる保険者たる独立の法人が行っている。一般制度の場合、全国レベルで全国被用者老齢保険金庫（CNAV）、地方レベルで地方疾病保険金庫（CRAM）がある。

2000年に年金方針評議会（COR）が設立され、年金制度の中長期的見通しや今後の方向性について、制度横断的な検討を行っており、その報告書に基づいて年金制度改正が行われるようになった。

他方、補足制度は、労使の協約を基本としており、

したがって、給付や負担のあり方については各制度が自ら決定し、政府がこれを承認するのが原則である。

8. 最近の議論や検討の動向, 課題

2014年、「年金制度の将来と公平性を保障する2014年1月20日の法律」が成立した(2015年1月から順次施行)。この法律は、平均寿命が延び、ベビーブーマーが年金受給者になるという状況を踏まえ、フランス年金制度の基本となっている賦課制度を将来にわたって維持するためには、公平性の確保が必要であるとの認識を基本に、保険料の引上げ等の様々な改正を行っており、改正内容の一部は2022年現在も段階的施行の過程にある。特に、2040年までの財政の持続可能性を保つため、満額年金受給期間を2020年から3年間で1四半期ずつ延ばして2035年に172四半期(43年)にすることとした。次に、異なる働き方の労働者にとって制度をより公平なものとするための措置も複数取られている。例えば、過酷な労働に従事した者は平均寿命=年金受給期間が短いという社会的不公平を解決するため、2015年に過酷労働予防個人勘定を創設し、過酷労働を予防するとともに、過酷労働(年間120日以上の夜間労働、年間900時間以上の反復労働等)に従事した期間に応じて取得したポイントを労働時間の短縮や早期退職のために用いることができる制度を創設した。また、低賃金やパートタイム労働による不十分な拠出、子育て・介護等による拠出の中断(ないし不十分な拠出)等、主として女性労働者が直面する困難を年金制度において是正する(既に何らかの措置が存在する場面については、従来よりも手厚く是正する)

ための措置を講じることにした。

2017年に大統領に就任したマクロン(Republique en marche, 共和国前進党)は、就任直後から年金改革を重要な課題の一つとして掲げていた。2020年3月、普遍的年金制度に関する組織法律(Loi organique relatif au système universel de retraite)及び普遍的年金制度を創設する法律(loi instituant un système universel de retraite)の2法案が提出された。これらの法案では、1975年以降に生まれたあらゆる労働者をカバーするユニバーサルな年金制度を創設し、この年金においては就労により獲得するポイントの数に応じた給付を予定すること、また、引退年齢は62歳に据え置くものの、当該年齢よりも前に引退すると年金額を減額される「均衡年齢(âge d'équilibre)」が設定されること、などが定められていた。2020年3月、この改革に反対する大規模なデモやストライキが多数生じる中、上記2法案は国民議会を通過した。もっとも、2020年3月に深刻化したコロナウイルスへの対応により、改革はいったん中断された。マクロン大統領は2022年の大統領選挙により再選され、年金改革を改めて公約として掲げており、今後の動向が注目される。

.....

主な参考文献

- M. Borgetto, R. Lafore, Droit de la Sécurité Sociale, 19e édition, Dalloz, 2019.
 DREES, Les retraités et les retraites, édition 2021.
 企業年金制度の改革については、経済・財政・産業主権・電子化省のHPを参照。
 (<https://www.economie.gouv.fr/PER-epargne-retraite#>)
 (最終閲覧日: 2022年5月1日)